

## 職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

- 1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告しました。

本委員会では、本年4月における県内民間事業所の給与実態を把握し本年の勧告の基礎となる公民較差を算出するため、本年5月から6月にかけて、人事院及び都道府県市特別区人事委員会が共同で調査にあたる職種別民間給与実態調査を実施し、この調査結果や人事院勧告及び他の都道府県の状況等を踏まえ、職員の給与について検討を行いました。

- 2 職員給与については、「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」は県内民間給与水準との均衡を図ることを基本とした給与制度としています。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、民間給与は職員給与を上回っていました。このため、月例給については、この較差を解消するため、引上げを基本とした改定を行うこととしました。特別給についても、民間が公務を上回ったことから、引上げを行うこととしました。

- 3 急速に進む人口減少・少子高齢化や近年頻発する災害への対応など、行政需要は複雑化し増加し続けています。こうしたなか、的確な施策立案と効率的な業務遂行を図り、県民の期待と信頼にこたえていくためには、職員一人一人が高い気概、使命感及び倫理観を持って、その能力を最大限に発揮することが重要です。

このため、今回の報告において、有為な人材の確保・育成はもとより、能力と実績に基づく人事管理の徹底や、時間外勤務の縮減をはじめとするワーク・ライフ・バランスの推進など、職員がいきいきと働きやすい職場づくりに鋭意取り組んでいく必要について言及しました。

- 4 また、人事院から国会及び内閣に対し、国家公務員の定年の引上げについての意見の申出が行われたことから、本委員会においても、今後の政府・国会等の動きを十分に注視しつつ、職員の定年の引上げについて遅滞なく適切に対応できるよう検討を進めることとしました。

- 5 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、地方公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。

県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請します。

県民各位におかれましては、労働基本権の代償措置である人事委員会勧告の意義と、勧告実施により職員の適正な処遇を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

平成30年10月12日

島根県人事委員会

委員長 中村 寿夫